

新型コロナウイルス感染 農学研究科 危機管理対策マニュアル

★概要

★目的

新型コロナウイルス感染の拡大防止、研究科内感染クラスター発生の阻止
教育・研究の環境保持（研究科内で感染者が発生すると環境が破壊される）
学生、教職員の健康確保、メンタルケア

★新型コロナウイルス感染 研究科危機管理委員会（運営会議）

- ・委員長【統括責任者】 研究科長
- ・委員 副研究科長 4 名

※各施設等に【危機対応責任者】を置き、適宜情報共有する。

北部構内	正責任者	澤山副研究科長	副責任者	秋津副研究科長
宇治地区	責任者	世話人		
附属農場	責任者	中崎教授（主事）		
附属牧場	責任者	星野助教		
物集女地区	責任者	寺内教授		

★危機管理対象者

- ・農学研究科構成員
農学研究科事務職員、技術職員、職員、基幹講座所属 教職員、教務・事務補佐員、博士研究員、
大学院生、学部学生、協力講座所属大学院生

★危機管理建物

【北部構内】

- ・農学部総合館、農学・生命科学研究棟、農学部 2 号館、旧簿記研究所建物、旧農薬研究所建物

【宇治地区】

- ・宇治地区本館、新素材実験室

★建物危険度レベル

- ・感染者発生に備えて、発生状況に応じた建物の危険度レベルと、対応した対処方法を設定する。

・情報発信、収集はブロック単位で行うが、管理は建物単位で行う。			
Level 8	当該建物に多数の感染者	当該建物の封鎖	使用Gの健康管理義務
Level 7	当該建物に少数の感染者	当該建物のフロア閉鎖(L8)	使用Gの健康管理義務
Level 6	研究科内建物に多数の感染者	建物間の往来禁止	使用Gの健康管理奨励
Level 5	研究科内建物に少数の感染者	建物間の往来注意	使用Gの健康管理奨励
Level 4	北部構内に多数の感染者	共通建物へのアクセス制限	共通建物注意喚起
Level 3	北部構内に少数の感染者	共通建物アクセス注意喚起	共通建物注意喚起
Level 2	京大内に多数の感染者	感染発生場所アクセス禁止	注意情報発信
Level 1	京大内に少数の感染者	感染発生場所アクセス注意	注意情報発信
Level 0	京大内感染者なし		感染防止の奨励事項発信

※「多数」は3名以上とする。

<研究科内感染者発生 (Level 5~Level 8)>

研究科内感染者発生(濃厚接触者発生では処置無し) 建物処理・情報発信

【総括責任者】

- ・各建物レベルの設定
 - 感染者数1~2(当該フロアの閉鎖) Level 7
 - 感染者数>2(建物の閉鎖) Level 8
 - 研究科内の別の建物 Level 5と6
- ・感染発生事象・建物情報をHPに掲載
- ・北部構内感染レベルマップを更新
- ・京大本部 保健所 行政へ感染発生を連絡
- ・該当フロアの除染処理依頼

感染発生ブロック【危機対応責任者】

- ・建物閉鎖処理
 - ・Level 7 閉鎖エリアを決定、立ち入り禁止ロープ設置
建物入口に感染者発生の看板(全ての入口)
 - ・Level 8 建物閉鎖、建物入口に立ち入り禁止ロープ設置
建物入口に感染者発生の看板(全ての入口)
建物自動ドアをロック状態
 - ・Level 5&6 建物入り口に関係建物で感染発生の看板
- ・感染発生事象をブロック内構成員にメール送信

非感染発生ブロック【危機対応責任者】

- ・感染発生事象をブロック内構成員にメール送信

- ・感染者が当該ブロックに所属する場合、黄色を実施
- ・感染者が他のブロックに所属する場合、緑色を実施

★危機管理の階層と種別 （上位の階層のレベルに従う）

・（最上層）京都大学危機対策本部＞研究科危機管理委員会＞ブロック危機対応責任者（＞建物）＞フロア＞各研究室（最下層）

★危機管理プロトコル

- ・危機対策本部が設定したマニュアルを実行するためのプロトコルを策定
- ・連絡先を明確化、研究科危機管理委員会が統括する。

★危機管理期間

- ・当面４月１日から前期セメスター期間中（まずはGW明け）

★情報発信

- ・農学研究科のHPに危機管理の独立ページを作成し、構成員にリスク情報を公開する。

★研究科行事の制限

- ・クラスター形成が危惧される研究科内の行事は当面自粛する
 - ・新入生ガイダンス
 - ・対面講義
 - ・各専攻が催す各種行事
- など

★農学研究科 HP

<https://u.kyoto-u.jp/covid19>

★防疫体制

【一般事項】

- ・日々の手洗いを励行する。
- ・トイレにはハンドソープを設置して手洗いする。
- ・開放可能な男子トイレはドアを開放する。
- ・建物玄関にアルコール消毒液を置き、入室時には手を消毒する。
- ・会議室入り口にアルコール消毒液を置き、入室時には手を消毒する。

【事務機構の防衛】

- ・不要不急の事務室入室を控える。
- ・メール・電話を優先的に使用する。

【外部との接触の低減化】

- ・公私を問わず、3月海外へ旅行した帰国者（2週間とすると3/30日現在、3/16日以降に帰国したもの）
- ・入国日、訪問先、健康状態を所属する事務に報告する。
- ・帰国・入国日の翌日から数えて14日間自宅待機を要請し、日々の検温を記録することを求める。

【教育・研究活動】

- ・学部・大学院講義は原則として遠隔講義になる。
- ・やむをえず大学内で遠隔講義を聴講する場合は、感染防止のためのマスクの着用（入手可能なら）と、手洗いを行う。
- ・一部対面型の講義に出席する場合は、感染予防のためにマスク着用と、講義室入室時の消毒を行う。
- ・研究室ゼミなど、マスク着用、手の消毒、（少なくとも2m以上の）十分なスペースを保って着席すること。窓の開放等換気に注意する。
- ・研究議論などを、個別にゼミ室で行う場合にも、自身の感染および、相手への感染に注意を払う。
- ・ドアの取っ手や複数人が使うコンピューターや実験機器類のボタンを通しての感染を防ぐため、アルコール消毒などを頻繁に行う。
- ・実験室で実験する際も、複数人の共同作業に注意すること。

【健康管理】

- ・構成員の毎日の検温・記録を奨励する。
- ・健康状態確認書を使用して記録することを奨励する。
- ・多くの人が集まりやすい建物への、混雑時の入館はできるだけ控え、時差を利用して入館する。
- ・発熱した場合への対応は、「一度、発熱し、その後下熱しても、3～4日後に再発熱して肺炎を起こす」というケースが見られるので、発熱した場合、少なくとも「下熱してから1週間様子見」を行う。（確実

なのは「2週間様子見」)

※北部構内で人の出入りの多い場所 農学部総合館、生協食堂、生協購買部

【経過観察表】

- ・感染者健康状態チェックのための本部指定の経過観察表に行動履歴の調査項目を加えた表を利用して健康状態を報告する。
- ・特に感染時、濃厚接触時、発熱時には、利用して報告することが必須となる。
- ・健常時からの日々の記録を推奨する。

【大学での食事について】

- ・北部生協食堂は、新学期の始まる4月、10月の12時から13時は多くの学生の利用により混雑するので、12時前、13時以降の利用を推奨する。
- ・食堂内に入る際に、消毒用アルコールで手の消毒を行う。
- ・会話をしながら、複数の人数での利用を自粛する。
- ・食堂では、食事を採ることに集中し、食事が終わったらすぐに退出する。
- ・生協本部にも別途、以下のことをお願いする予定。
 - ・食堂への入室人数制限
 - ・対面での食事ができないような机・椅子の配置換え
 - ・やむを得ず、入館の列ができる場合、前の人との間隔保持(> 1 m)
- ・昼食時間帯以外で、生協購買部でお弁当を購入して食事をとることを推奨する。
- ・下宿が近い場合は、コンビニ等でお弁当を購入して、自宅での昼食を推奨する。
- ・購入した弁当で、研究室で昼食をとる場合も、できるだけ1人、あるいは少数の人で、近距離で会話をするようなことを避けての食事をお願いする。

Ver. 0.0	20200410	暫定版
Ver. 0.1	20200413	執行部指摘版
Ver. 0.2	20200414	執行部確認版

以上